

## 平成 30 年 3 月 定例会 提出議案

### ・平成 30 年 3 月 14 日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
委員会提出議案 第 1 号	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について	意見書	可決	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣
議議案第 1 号	釜石市議会議員定数条例の一部を改正する条例	条例	否決	定数 20 人を 17 人
議議案第 2 号	釜石市議会議員定数条例の一部を改正する条例	条例	可決	定数 20 人を 18 人

委員会提出議案第 1 号

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対し、意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 14 日 提出

提出者 総務常任委員会

委員長 細 田 孝 子

平成 30 年 3 月 14 日 可決

釜石市議会議長 佐々木 義 昭

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書

核兵器禁止条約を交渉する国連会議は平成 29 年 7 月 7 日、核兵器禁止条約を国連加盟国の三分の二にあたる 122 カ国の賛成で採択し、核兵器のない世界への歴史的一步を踏み出しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、核保有国と歩調を合わせこの会議に参加しませんでした。

核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らしてその違法性を明確に述べています。さらに、広島と長崎の被爆者に言及し、核兵器廃絶の必要性を明確にしました。

平成 29 年 9 月 20 日から核兵器禁止条約への署名が国連本部で始まり、初日だけで 50 カ国が署名しています。

核兵器により唯一国民が被爆した国の政府としてすみやかに署名し、国会での批准を経て核兵器禁止条約に正式に参加することを強く求めます。

よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 衆議院、参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 日

岩手県釜石市議会

議案第 1 号

釜石市議会議員定数条例の一部を改正する条例

釜石市議会議員定数条例（昭和56年釜石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「20人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

平成 30 年 3 月 14 日 提出

提出者	釜石市議会議員	古 川 愛 明
賛成者	同	山 崎 長 栄
	同	細 田 孝 子
	同	海老原 正 人
	同	赤 崎 光 男
	同	合 田 良 雄

平成 30 年 3 月 14 日 否決

釜石市議会議長 佐々木 義 昭

提案理由

釜石市の人口減少、厳しい財政状況、過疎地域への指定、全国の類似都市の状況及び市民世論の諸条件を考慮し、次の一般選挙から、釜石市議会議員定数を減員しようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものである。

議案第 2 号

釜石市議会議員定数条例の一部を改正する条例

釜石市議会議員定数条例（昭和 56 年釜石市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「20 人」を「18 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

平成 30 年 3 月 14 日 提出

提出者	釜石市議会議員	菊 池 秀 明
賛成者	同	平 野 弘 之
同	同	佐々木 聡
同	同	大 林 正 英
同	同	木 村 琳 藏
同	同	後 藤 文 雄
同	同	千 葉 榮
同	同	水 野 昭 利
同	同	松 坂 喜 史
同	同	遠 藤 幸 徳

平成 30 年 3 月 14 日 可決

釜石市議会議長 佐々木 義 昭

提案理由

釜石市議会の議員定数等について、釜石市の人口減少が続き、且つ、東日本大震災の復興事業が最終段階のことから、県内各市、更に全国類似団体都市の状況の分析等を行い、委員会において13回にわたり議論を重ね検討及び市民世論の諸条件を考慮し、次の一般選挙から、釜石市議会議員定数を減員しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。